

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部を改正する規程
(案) に対する意見公募の結果について

令和 7 年 9 月 17 日
原子力規制委員会

1. 概要

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部を改正する規程(案)について、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見公募を実施しました。

期 間： 令和7年7月3日から同年8月1日まで(30日間)

対 象：

➤ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部を改正する規程(案)

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数：2件¹

○提出意見に対する考え方：別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

**実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
の一部を改正する規程（案）に対する意見及び考え方**

令和7年9月17日

整理 番号	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	
	意見	考え方
1	日本電気協会原子炉構造材の監視試験方法JEAC4201の適用に当たって別記6はなぜ故にJEAC4201として年版を書いて無いのか。際限無く総ての年版を使うことを阻止する為他と合わせて年版特定すべきでは無いか。	➤ 御意見は、技術基準規則解釈²別記－6のタイトルのことと推察します。これは、タイトルであり煩雑になることを避けるために「JEAC4201」と簡略化しているものですが、別記－6の本文では適用する年版を特定しています。 ➤ したがって、原案のとおりとします。 ➤ なお、適用する年版については、技術基準規則解釈第14条4及び第22条3においても、監視試験の実施等について、日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法（JEAC 4201-2007）」、日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法（JEAC 4201-2007）[2013年追補版]」及び日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法（JEAC 4201-2007）[2024年追補版]」を用いるよう特定しています。
2	技術基準規則の解釈の改正に伴う長期施設管理計画の変更手続きについて、確認したい。 令和7年7月2日第17回原子力規制委員会 資料1に、「既に認可を受けている長期施設管理計画に定める監視試験片の取り出し時期を変更する場合には、所定の手続きが必要となる。」とある。	➤ 御意見のとおり、本改正を踏まえても、既に認可を受けている長期施設管理計画に記載されている具体的な監視試験片の取り出し時期が変更とならない場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく手続は不要です。 ➤ なお、同法に基づく手続を経た上で、長期施設管理計画に記載の適用規格の年版を変更することを妨げるものではありません。

² 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号）

整理 番号	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	
	意見	考え方
	技術基準規則の解釈が改正となれば、「JEAC4201-2007/2024および別記-6」による監視試験片の取り出しを実施していくことになる。 長期施設管理計画に具体的な取り出し時期を明記していない場合、長期施設管理計画に記載している「JEAC4201-2007/2010および別記-6」と「JEAC4201-2007/2024および別記-6」で監視試験片の取り出し時期の考え方は異なるものの、具体的な取出し時期が変更とならない場合は所定の手続き（変更認可申請や届出）は不要という理解であっているか。	せん。